

Ⅲ 具体的取組み

目次

1 市民との協働によるまちづくり

(1) 協働の仕組みづくり	15
(2) 市民活動の促進と支援	16
(3) 市民との情報共有	17
(4) 区民会議の充実	17

2 民間活力の導入

(1) 民間委託等の推進	17
(2) 指定管理者制度の活用	19
(3) PFI等による民間活力の導入	22

3 分権型社会に対応した行政体制の確立

(1) 局長・区長への権限移譲	23
(2) 効率的な組織・機構の整備	23
(3) 職員の適正配置の推進	24
(4) 職員の意識改革と能力開発	24
(5) 給与・福利厚生制度の見直し	25
(6) 外郭団体等改革の推進	25

4 IT等を活用した行政サービスの推進

(1) 利便性の高い行政サービスの提供	28
(2) 行政評価に基づく新予算編成システムの構築と運用	29

5 健全な財政運営の確保

(1) 事業、既存施設等の再編、廃止	29
(2) 公共事業におけるコスト管理の徹底	31
(3) 自主財源の確保・拡充	31
(4) 市民負担等のあり方の見直し	32
(5) 公営企業の健全運営	32

1 市民との協働によるまちづくり

(1) 協働の仕組みづくり

事業名	改革の内容	改革の目標
1 パブリック・コメント制度 (コミュニティ課)	市の基本的な政策等の策定にあたり、当該政策等の形成過程の情報を公表し、公表した情報に関して提出された市民等の意見及び意見に対する市の考え方を公表することにより、市民等の意見を市の政策等に反映させます。	実施案件1件あたりの意見提出を平成22年度までに220件にします。(平成16年度121件)
2 市民活動団体等支援事業 (市民活動支援室)	市民の自主的な活動の活性化を図るため、NPOやボランティア団体の活動情報の提供や相互交流の場の創出など、活動環境の整備を行います。	1課1事業を目標に市民と行政の協働による事業を平成22年度までに225事業にします。(平成16年度105事業)
3 地域防犯活動の充実 (市民総務課)	地域防犯組織の設置を促進し、これに市、警察機関を加えた横断的な連絡協議会を立ち上げることを目的として支援を行います。	平成19年度に実施します。
4 市民協働による緑地保全 (公園みどり課)	指定緑地 ¹ の拡大と、市民ボランティア活動を促進します。	平成22年度までにボランティアを50名増加し、市民との協働の取組みを実施します。
5 街路樹を育てる里親制度の創設 (道路環境課)	「さいたま市道路里親制度」 ² を拡充し、道路美化の観点も踏まえ、市民とのパートナーシップにより街路樹を育てる制度を創設します。	平成18年度中に仕組みを構築します。
6 住民参加による維持管理 (高沼用水路整備事業)(河川課)	市民参加型による整備基本計画を策定し、整備後も、地域に根ざしたコミュニティ活動として、住民主導による管理を支援していきます。	平成22年度から住民主導による管理を支援します。
7 市民との協働による事業運営の導入 (浦和くらしの博物館民家園)	ハーベストクラブ ³ を市民との協働で実施します。	平成18年度にボランティア主体率を50%にします。

1——指定緑地：良好な自然環境を有する樹林地のうち、市民の利用が可能なものを、法律に基づく市民緑地や条例に基づく自然緑地として指定された緑地。

2——道路里親制度：住民団体や企業などがボランティアで行う道路の清掃美化活動を市がバックアップしている制度。

3——ハーベストクラブ：農作業体験に使われる畑をボランティア参加による管理・運営とするもの。

(2) 市民活動の促進と支援

事業名	改革の内容	改革の目標
2 市民活動団体等  支援事業 (市民活動支援室)	市民の自主的な活動の活性化を図るため、NPOやボランティア団体の活動情報の提供や相互交流の場の創出など、活動環境の整備を行います。	1課1事業を目標に市民と行政の協働による事業を平成22年度までに225事業にします。(平成16年度105事業)
8 (仮)市民活動サポートセンターの整備 (市民活動支援室)	NPOやボランティア団体などの活動を支援し、その活性化を図るための拠点として(仮)市民活動サポートセンターを整備します。	平成19年度に開設します。
3 地域防犯活動の充実  (市民総務課)	地域防犯組織の設置を促進し、これに市、警察機関を加えた横断的な連絡協議会を立ち上げることを目的として支援を行います。	平成19年度に実施します。
4 市民協働による  緑地保全 (公園みどり課)	指定緑地の拡大と、市民ボランティア活動を促進します。	平成22年度までにボランティアを50名増加し、市民との協働の取組みを実施します。
5 街路樹を育てる  里親制度の創設 (道路環境課)	「さいたま市道路里親制度」を拡充し、道路美化の観点も踏まえ、市民とのパートナーシップにより街路樹を育てる制度を創設します。	平成18年度までに仕組みを構築します。
6 住民参加による  維持管理 (高沼用水路整備事業)(河川課)	市民参加型による整備基本計画を策定し、整備後も、地域に根ざしたコミュニティ活動として、住民主導による管理を支援していきます。	平成22年度から住民主導による管理を支援します。
7 市民との協働による  事業運営の導入 (浦和くらしの博物館民家園)	ハーベストクラブ(畑の管理・運営)を市民との協働で実施します。	平成18年度にボランティア主体率を50%にします。

(3) 市民との情報共有

事業名	改革の内容	改革の目標
1 パブリック・コメント制度 (コミュニティ課)	市の基本的な政策等の策定にあたり、当該政策等の形成過程の情報を公表し、公表した情報に関して提出された市民等の意見及び意見に対する市の考え方を公表することにより、市民等の意見を市の政策等に反映させます。	実施案件1件あたりの意見提出を平成22年度までに220件にします。(平成16年度121件)
9 市政総合案内「さいたまコールセンター」の開設 (情報政策課)	市民からのよくある質問と、その回答を一元管理することによって、市民の電話等による問い合わせにワンストップで対応するとともに、市民のニーズを分析し、行政経営、政策形成に反映させていきます。	平成19年度までにコールセンターを開設し、開設当初の市民満足度を80%、開設後4年目からは90%にします。
10 電子申請による情報公開請求 (市政情報課)	行政情報検索資料をインターネットで提供することにより、電子申請による情報公開請求を可能にして、市民の利便性を図ります。	平成20年度に実施し、年度申請件数の5%を電子申請によるものにします。

(4) 区民会議の充実

事業名	改革の内容	改革の目標
11 区民会議制度 (コミュニティ課)	区民の意見を区政に反映するとともに、地域のさまざまな課題解決を図り、区の特徴を活かした魅力あるまちづくりの実現を図ることを目的として、まちづくりへの提言や実践活動などを行います。	区民と行政の協働による魅力あるまちづくりを実践します。

2 民間活力の導入

(1) 民間委託等の推進

事業名	改革の内容	改革の目標
12 総務事務の委託化 (情報政策課、改革推進室)	総務部門への庁内申請等を電子化することにより、それに携わる職員の事務を軽減するとともに、総務部門の組織の一元化や委託化の可能性を検討します。	平成20年度までに委託の可能性を検討します。
13 庁用乗用車の委託化 (庁舎管理課)	庁用乗用車(大型バス、マイクロバスを含む)の更新時及び法令等により運行規制対象となる車両については、順次民間委託化を図ります。	平成22年度までに全車両の20%をリース車両とし、大型バス1台、マイクロバス1台を民間委託します。

事業名	改革の内容	改革の目標
14 思い出の里会館の運営の委託化 (思い出の里市営霊園事務所)	思い出の里会館で実施している葬祭業務等を委託化します。	平成19年度までに委託化し、職員3名を削減します。
15 保育園用務業務の委託化 (保育課)	定年退職者の補充として、順次委託化します。	平成22年度までに職員7名を削減します。
16 家庭系一般廃棄物に係る効率的な収集体制の構築 (廃棄物政策課)	旧市域ごとの収集体制となっている家庭ごみ収集運搬業務について、より一層効率的な委託・直営の地域や役割の見直しを行い、全市域で効率的な収集体制を構築します。	直営の地域や役割を見直し、順次、民間委託します。平成18年度に岩槻区の直営部分を委託します。
17 看護補助業務の委託化 (市立病院事務局庶務課)	正職員及び臨時職員によって行っている看護補助業務を委託化します。	平成22年度までに正職員3名と臨時職員4名を削減します。
18 学校用務業務の委託化 (教育総務課)	用務担当職員が定年退職した場合、再任用職員を配置してもなお欠員が生じた学校について、用務業務を民間に委託します。	平成22年度までに職員14名を削減します。
19 小学校給食調理業務の委託化 (健康教育課、教育総務課)	小学校給食調理業務について、民間委託の実施に向けて検討します。	委託計画を策定し、平成19年度から順次、実施します。
20 浄配水場監視業務の委託化 (配水管理事務所、職員課)	施設の管理体制や業務執行体制を見直し、職員が交替制で従事する配水の監視制御等、夜間業務及び土日祝祭日の日勤業務を委託します。	平成22年度までに実施し、職員4名を削減します。
21 水道料金徴収業務の委託化 (営業管理課、営業所、職員課)	職員が行っている水道使用の中止精算等徴収業務を委託化します。	平成19年度までに実施し、職員8名を削減します。
22 外国語指導助手の委託化 (指導1課)	教育特区小・中一貫「英会話」の導入により、外国語指導助手の増員が必要となることから、経費の削減となる民間委託を検討します。	平成20年度までに委託の割合を80%以上に増やし、事業費を削減します。
23 図書館業務の委託化 (北浦和図書館)	主幹的業務を除く窓口業務(貸出、返本、書架整理等の定型的業務)について委託化を検討します。	平成19年度から順次実施します。

(2) 指定管理者制度の活用

事業名	改革の内容	改革の目標
24 東大宮コミュニティセンター外11施設の指定管理者制度の導入(コミュニティ課)	コミュニティ施設に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
25 浦和岸町コミュニティセンター外4施設の管理のあり方の見直し(コミュニティ課)	現在、直営で運営しているコミュニティ施設について指定管理者制度の導入を含め、管理のあり方を見直します。	平成20年度までに管理のあり方を見直します。
26 新治ファミリーランドの指定管理者制度の導入(市民総務課)	新治ファミリーランドに指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
27 しらさぎ荘の指定管理者制度の導入(しらさぎ荘)	現在、直営で運営しているしらさぎ荘に指定管理者制度を導入します。	平成20年度から指定管理者制度を導入します。
28 南郷ふるさとの家の指定管理者制度の導入(市民総務課)	現在、直営で運営している南郷ふるさとの家に指定管理者制度を導入します。	平成20年度から指定管理者制度を導入します。
29 南郷荘の指定管理者制度の導入(市民総務課)	現在、直営で運営している南郷荘に指定管理者制度を導入します。	平成20年度から指定管理者制度を導入します。
30 大宮ソニック市民ホールの指定管理者制度の導入(市民総務課)	大宮ソニック市民ホールに指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
31 自転車駐車場の指定管理者制度の導入(交通安全課)	自転車駐車場に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
32 自動車駐車場の指定管理者制度の導入(交通安全課)	北浦和臨時駐車場、北与野駅北口地下駐車場、桜木駐車場、岩槻駅東口公共駐車場に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
33 文化会館、伝統文化施設等の指定管理者制度の導入(文化振興課)	文化会館、伝統文化館、プラザイーストに指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
34 見沼ヘルシーランドの指定管理者制度の導入(見沼ヘルシーランド)	現在、直営で運営している見沼ヘルシーランドに指定管理者制度を導入します。	平成20年度から指定管理者制度を導入します。

事業名	改革の内容	改革の目標
35 ブラザウエストの管理のあり方の見直し(ブラザウエスト)	現在、直営で運営しているブラザウエストについて指定管理者制度の導入を含め、管理のあり方を見直します。	平成20年度までに管理のあり方を見直します。
36 浦和ふれあい館、大宮ふれあい福祉センターの指定管理者制度の導入(福祉総務課)	浦和ふれあい館、大宮ふれあい福祉センターに指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
37 グリーンヒルうらわの指定管理者制度の導入(高齢福祉課)	グリーンヒルうらわに指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
38 老人福祉センターの指定管理者制度の導入(高齢福祉課)	老人福祉センター(和楽荘、寿楽荘、あずま荘、東楽園、しもか荘、いこい荘、馬宮荘、槻寿苑)に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
39 健康福祉センター西楽園の指定管理者制度の導入(高齢福祉課)	健康福祉センター西楽園に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
40 老人憩いの家の指定管理者制度の導入(高齢福祉課)	老人憩いの家10施設に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
41 老人憩いの家ふれあいプラザの管理のあり方の見直し(高齢福祉課)	現在、直営で運営している老人憩いの家ふれあいプラザに指定管理者制度の導入を含め、管理のあり方を見直します。	平成20年度までに管理のあり方を見直します。
42 高齢者デイサービスセンターの指定管理者制度の導入(高齢福祉課)	高齢者デイサービスセンター3施設に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
43 与野本町デイサービスセンターの指定管理者制度の導入(高齢福祉課)	与野本町デイサービスセンターに指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
44 心身障害者福祉施設みのり園の指定管理者制度の導入(障害福祉課)	心身障害者福祉施設みのり園に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
45 大崎むつみの里の指定管理者制度の導入(障害福祉課)	大崎むつみの里に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。

	事業名	改革の内容	改革の目標
46	春光園の指定管理者制度の導入(障害福祉課)	春光園に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
47	日進職業センターの指定管理者制度の導入(障害福祉課)	日進職業センターに指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
48	かやの木作業所の指定管理者制度の導入(障害福祉課)	かやの木作業所に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
49	みずき園の指定管理者制度の導入(障害福祉課)	みずき園に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
50	さくら草学園の指定管理者制度の導入(障害福祉課)	さくら草学園に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
51	杉の子園の指定管理者制度の導入(障害福祉課)	杉の子園に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
52	大砂土身体障害者デイサービスセンターの指定管理者制度の導入(障害福祉課)	大砂土身体障害者デイサービスセンターに指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
53	槻の木の指定管理者制度の導入(障害福祉課)	槻の木に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
54	心身障害者地域デイケア施設(第1やまぶき、第2やまぶき)の指定管理者制度の導入(障害福祉課)	心身障害者地域デイケア施設(第1やまぶき、第2やまぶき)に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
55	児童センター・母子生活支援施設の指定管理者制度の導入(子育て支援課)	児童センター16施設、母子生活支援施設2施設に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
56	放課後児童クラブの指定管理者制度の導入(保育課)	放課後児童クラブ72施設に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。

事業名	改革の内容	改革の目標
57 産業文化センターの指定管理者制度の導入(経済政策課)	産業文化センターに指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
58 勤労女性センター、勤労女性ホームの指定管理者制度の導入(労政経済課)	勤労女性センター、勤労女性ホームに指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
59 公園等の指定管理者制度の導入(公園みどり課)	公園等に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
60 改良住宅・市民住宅の指定管理者制度の導入(住宅課)	公営住宅のうち、改良住宅・市民住宅に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
61 宇宙劇場の指定管理者制度の導入(青少年宇宙科学館)	宇宙劇場に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
62 駒場体育館、浦和西体育館、大宮体育館、与野体育館、大宮武道館の指定管理者制度の導入(体育課)	駒場体育館、浦和西体育館、大宮体育館、与野体育館、大宮武道館に指定管理者制度を導入します。	平成18年度から指定管理者制度を導入します。
63 記念総合体育館への指定管理者制度の導入(記念総合体育館)	現在、直営で運営している記念総合体育館に指定管理者制度を導入します。	平成22年度から指定管理者制度を導入します。
64 うらわ美術館の指定管理者制度の導入(うらわ美術館)	現在、直営で運営しているうらわ美術館に指定管理者制度を導入します。	平成22年度から指定管理者制度を導入します。

(3) PFI等による民間活力の導入

事業名	改革の内容	改革の目標
65 養護老人ホーム富士見園の民間社会福祉法人への譲渡(高齢福祉課)	養護老人ホームの施設を譲渡し、施設の建替費用を軽減するとともに、効率的運営を行います。	平成18年度に施設を譲渡します。
66 民間活力による認可保育所の整備(子育て支援課、保育課)	保育所待機児童を解消するために創設する保育所は、民間活力の導入により、幼稚園併設型も含め民設民営による整備を促します。	平成21年度4月に保育所の定員を10,400人にします。(平成17年度定員9,443人)

3 分権型社会に対応した行政体制の確立

(1) 局長・区長への権限移譲

事業名	改革の内容	改革の目標
67 予算編成の局等権限移譲による制度改革（財政課）	各局、各区のあり方を検証のうえ、局長、区長に必要な権限移譲を行います。	平成20年度以降必要な権限移譲を実施します。
68 区長の権限強化によるまちづくり（区政課）	区のあり方について検証を行い、効率的に区政運営が図られるよう、区長の権限について精査します。特に区長の権限では、区の自主執行予算である「区民まちづくり推進費」に係る予算要求権等について、順次、検討を行います。	平成19年度を目途に必要な権限移譲を実施します。

(2) 効率的な組織・機構の整備

事業名	改革の内容	改革の目標
69 グループ制 ⁴ の効果的運用（改革推進室）	限られた人数で、円滑に事務処理を行うことを目的に導入した「グループ制」について、その現状や改善すべき課題を整理し、職員の有効活用を図ります。	時間外勤務手当を1割程度削減していきます。
70 ワンストップサービスの充実（改革推進室）	本庁事務と区役所事務のあり方を検証するとともに、地域における総合的な市民サービスの拠点機関と位置づける区役所の更なる充実を図ります。	平成20年度までに市民満足度の向上を目指した見直しをします。
9 市政総合案内 再掲 「さいたまコールセンター」の開設（情報政策課）	市民からのよくある質問と、その回答を一元管理することによって、市民の電話等による問い合わせにワンストップで対応するとともに、市民のニーズを分析し、行政経営、政策形成に反映させていきます。	平成19年度までにコールセンターを開設し、開設当初の市民満足度を80%、開設後4年目からは90%にします。
71 粗大ごみ収集に係る効率的な受付体制の構築（廃棄物政策課）	各清掃事務所ごとに行っている粗大ごみ受付業務について、受付システムを拡大し、受付センター化を図ることにより、効率的な受付体制を構築します。	平成18年度に実施します。

4——グループ制：係制を廃止し、係制による組織の壁を取り払い、緊急に対応しなければならない事務や時期的に変化する事務量に弾力的に対応できる体制を可能とする制度。本市では平成15年度から導入。

(3) 職員の適正配置の推進

事業名	改革の内容	改革の目標
72 定員適正化計画の策定 (人事課)	行政需要への対応に配慮しつつ、事務事業の徹底した見直し、民間委託の積極的な検討などにより計画的な職員数の削減を図ります。	平成22年4月までに4.6%を上回る削減を行います。(平成17年4月と比較)

(4) 職員の意識改革と能力開発

事業名	改革の内容	改革の目標
73 管理職登用へのシステム構築 (人事課)	団塊の世代の大量退職に対応した計画的な管理職登用を行うとともに、能力や実績を重視し、意欲ある若手職員を管理職に登用するシステムを構築します。	平成19年度までに実施します。
74 人事評価制度の導入 (人事課)	能力・業績を重視した公平・公正な人事評価を実施し、職員の能力開発と意識改革を効果的に推進していきます。	平成18年度に試行を行い、平成19年度から実施します。
75 多様な人材の活用と確保 (人事課)	意欲的な職員に登用するため、その実施にあたり庁内から広く人材を募ることが適当な業務を対象として公募を行うとともに、優れた人材を確保することを目的とし、採用試験において民間企業経験者の採用枠を設けます。	平成18年度に実施します。
76 職員研修の充実 (人材育成課)	マネジメント能力を高めるカリキュラムの充実、リーガルマインド ⁵ の養成、政策形成能力の向上に重点を置いて研修を実施するほか、各職員及び各職場が人財開発の主体として意識を持ち、自発的に学習する機運を高めるため、積極的に支援していきます。	職員の能力の向上と意識改革を図ります。

5—リーガルマインド: 法的な見方・考え方、法的に筋道を立てて考える力、法律を実際に適用するにあたって必要とされる柔軟かつ的確な判断力のこと、また、正義・人権・自由・平等などの法的な価値を尊重する感覚のこと。

(5) 給与・福利厚生制度の見直し

事業名	改革の内容	改革の目標
77 諸手当の見直し (給与課)	諸手当の見直しを実施し、特に特殊勤務手当については、制度の趣旨を踏まえ、種類・支給基準について検討を行います。	平成18年度までに印刷業務手当、調理業務手当、清掃業務手当、変則勤務手当等を見直します。
78 職員クラブ管理運営事業の廃止(厚生課)	施設利用が少人数に限定され、利用率も低いため、職員クラブ管理運営事業の廃止に向け検討を行います。	平成18年度に実施します。
79 教職員住宅維持管理業務の見直し (教職員課)	老朽化や入居者の減少により、教職員住宅のあり方について見直しを行います。	平成19年度までに見直します。

(6) 外郭団体等改革の推進

事業名	改革の内容	改革の目標
80 (財)さいたま市公立施設管理公社の改革推進(コミュニティ課)	団体の経営改善計画の実施、さらに、外郭団体の統合について具体的な計画の策定を指導します。	経営改善計画を実施し、(財)さいたま市文化振興事業団と統合します。
81 (財)浦和パーキングセンターの改革推進(交通安全課)	団体の自主的な改革・改善を促し、長期的に効率のよい運営が可能となるよう経営改善の指導を行います。	平成18年度に改善計画を策定し、平成19年度から経営改善に取り組み、経費削減を図ります。
82 さいたま市土地開発公社の経営の健全化(用地管財課)	公社の長期保有地の解消を図るため、各事業所管課に早期の事業化を促します。	平成22年度を目途に公社保有地を5年間で約200億円の買戻しをすることで、2億円歳出を削減します。
83 (財)さいたま市文化振興事業団の改革推進(文化振興課)	団体の経営改善計画の策定・実施、さらに外郭団体の統合について具体的な計画の策定を指導します。	経営改善計画を実施し、(財)さいたま市公立施設管理公社と統合します。
84 (財)さいたま市国際交流協会の改革の推進(国際交流課)	長期的に効率のよい運営が可能となるよう、経営改善の指導を行います。	平成21年度に市派遣職員を2名から1名にします。
85 (財)さいたま市浦和地域医療センターの改革推進(健康増進課)	一部同一事業を実施している(財)在宅ケアサービス公社との一体化を含めて検討を進めます。	同一事業の整理・一体化等について取り組みます。

事業名	改革の内容	改革の目標
86 浦和総業(株)の改革推進(生活衛生課)	市は株主として積極的に経営の合理化について指導・助言します。	引き続き経営の合理化に取り組むよう指導します。
87 (社福)さいたま市社会福祉協議会の改革推進(福祉総務課)	団体の自主的な改革・改善を促すとともに、人的支援や財政的支援について見直します。	平成18年度に改革・改善計画を策定し、平成19年度から実施します。
88 (社福)さいたま市社会福祉事業団の改革推進(福祉総務課)	団体の自主的な改革・改善を促すとともに、人的支援や財政的支援について見直します。	平成18年度まで改善3ヵ年計画を実施し、平成19年度から(仮称)第2次改善3ヵ年計画を実施します。
89 さいたま市シルバー人材センター事業の改革推進(高齢福祉課)	給与体系を見直すなど人件費の削減を図るよう指導します。	平成19年度給与体系を見直します。
90 (財)さいたま市在宅ケアサービス公社の改革推進(高齢福祉課)	市派遣職員の削減を図り、内部組織を専門職集団化するとともに、財源確保に向けた公社有償在宅福祉サービス事業を見直し、事業拡大を図るよう指導します。 一部同一事業を実施している(財)さいたま市浦和地域医療センターとの一体化を含めて検討を進めます。	平成19年度までに市派遣職員を7名削減します。 同一事業の整理・一体化等について取り組みます。
91 (社)さいたま観光コンベンションビューローの改革推進(観光政策室)	現在策定中の「さいたま市観光振興ビジョン」に基づき、効率的な事務の執行を行うよう指導します。	コンベンション事業の充実を図ります。
92 (財)さいたま市産業創造財団の改革推進(経済政策課)	団体の組織・人事を見直し、経験豊富な民間人材を契約職員として積極的に登用することにより、市派遣職員の減員を図ります。	平成20年度から順次派遣職員から契約職員へ移行します。
93 浦和商業開発(株)の改革推進(経済政策課)	既に人件費や施設修繕費等のコスト抑制に取り組んでおり、その取組みを引き続き支持していきます。	現在の経営努力を継続するよう指導・助言を行います。
94 (株)大宮生鮮食料品低温貯蔵センターの改革推進(農政課)	設立から約30年が経過し、施設が老朽化しており、今後の運営について(株)大宮中央青果市場と協議し、今後の出資のあり方を含め、市の方針を決定します。	平成18年度中に市の方針を決定します。
95 (財)さいたま市公園緑地協会の改革推進(公園みどり課)	事業面のみならず、組織、人事、給与等内部管理も含め、課題や問題を洗い出し、改善に向けた具体的な取組みや目標を明らかにした計画を策定し、抜本的な改善を図るよう指導します。	経営改善計画3ヵ年計画(平成18年度～20年度)に取り組み、経費を縮減します。

事業名	改革の内容	改革の目標
96 (財)さいたま市 土地区画整理協会の 改革推進 (区画整理課)	自立的な経営基盤を目指し、公益性を阻害しない範囲において、経費削減等により収益性を高めるよう努力し、結果として市の支援を最小限に抑えるよう、経営状況の見直しを指導します。	経営状況を判断し、必要な指導を行います。
97 (財)さいたま市 都市整備公社の 運営改善 (都市整備課)	団体自ら積極的に改革・改善に取り組み、健全な経営基盤を確立するための計画策定を求め、経営安定化を促進するとともに、抜本的な市の支援の見直しを図ります。	平成18年度に計画策定の指導を実施し、平成19年度から経費縮減を図ります。
98 与野都市開発(株)の 運営改善 (都市整備課)	団体自らの責任において、積極的に改革・改善に取り組み、健全で自主・自立的な経営基盤を確立するための計画策定を求め、経営改善につなげるとともに、市の支援の必要性を検討し、見直しを図ります。	平成18年度に計画策定の指導を実施し、平成19年度から経営改善に取り組みます。
99 北浦和 バスターミナル(株) の運営改善 (都市整備課)	団体自ら積極的に改革・改善に取り組み、健全な経営基盤を確立するための計画策定を求め、経営改善につなげるとともに、抜本的な市の支援の見直しを図ります。	平成18年度に計画策定の指導を実施し、平成19年度から経費縮減を図ります。
100 岩槻都市振興(株) の運営改善 (都市整備課)	団体自らの責任において、積極的に改革・改善に取り組み、健全で自主・自立的な経営基盤を確立するための計画策定を求め、経営改善につなげるとともに、市の支援の必要性を検討し、見直しを図ります。	平成18年度までに計画策定の指導を実施し、平成19年度から経営改善に取り組みます。
101 (財)埼玉水道 サービス公社の 改革推進(職員課)	団体の改革を実施するため、経営改善計画の推進について指導、助言を行います。	経営分析結果に基づき、業務全般の見直しを行い、経営改善計画を推進します。
102 (財)さいたま市 体育協会の 改革推進(体育課)	団体への補助金を見直し、自主的な事業展開による新たな財源確保を指導します。	平成20年度に見直します。
103 (財)さいたま市 学校給食協会の廃止 (与野本町 学校給食センター)	平成18年度末を目途に単独校調理方式に切り替えるため、(財)さいたま市学校給食協会を廃止します。	平成18年度で廃止します。

4 IT等を活用した行政サービスの推進

(1) 利便性の高い行政サービスの提供

事業名	改革の内容	改革の目標
9 市政総合案内 再掲 「さいたまコールセンター」の開設 (情報政策課)	市民からのよくある質問と、その回答を一元管理することによって、市民の電話等による問い合わせにワンストップで対応するとともに、市民のニーズを分析し、行政経営、政策形成に反映させていきます。	平成19年度までにコールセンターを開設し、開設当初の市民満足度を80%、開設後4年目からは90%にします。
104 電子申請システムの導入 (情報政策課)	市民や企業が、パソコンから、24時間、各種の申請・届出などの手続きを行えるよう、電子申請システムを導入します。	平成18年度に運用開始し、平成20年度に申請件数100件にします。
10 電子申請による 再掲 情報公開請求 (市政情報課)	行政情報検索資料をインターネットで提供することにより、電子申請による情報公開請求を可能にして、市民の利便性を図ります。	平成20年度に実施し、年度申請件数の5%を電子申請によるものにします。
70 ワンストップ 再掲 サービスの充実 (改革推進室)	本庁事務と区役所事務のあり方を検証するとともに、地域における総合的な市民サービスの拠点機関と位置づける区役所の更なる充実を図ります。	平成20年度までに市民満足度の向上を目指した見直しをします。
105 区役所窓口サービスの充実 (区政課)	市民ニーズ、費用対効果等を勘案しながら、ワンストップ化などを始め、区役所窓口サービスの改善・拡充方策を検討し、充実を図ります。	平成20年度までに改善・拡充を実施し、来庁者の満足度を高めます。
106 物品購入の入札・契約手続きに係るIT化(電子入札)の推進(契約課)	物品購入に係る業者申請、選定、入札・契約等について、事務の効率化、公平性や透明性を図るとともに、入札情報の掲示や開札結果の公表等を電子で行えるよう構築します。	平成21年度までにシステムを構築し、平成22年度一部試行します。
107 公共工事の入札・契約手続きに係るIT化(電子入札)の推進(契約課)	建設工事等に係る業者申請、選定、入札・契約等について、事務の効率化、公平性や透明性を図るとともに、入札情報の掲示や開札結果の公表等を電子で行えるよう構築します。	平成18年度に対象工事を拡大し、平成19年度本格導入します。
108 地方税電子申告システムの導入・推進 (税制課、市民税課、固定資産税課)	平成18年1月から導入した地方税電子申告システム(eLTAX)について、法人市民税や固定資産税(償却資産)以外の税目等についても導入を進めます。	市民周知を図り、取扱い件数を増加させます。
109 マルチペイメントネットワーク ⁶ の導入 (出納課)	地方公共団体と金融機関を共同のネットワークで接続する「マルチペイメントネットワーク」を構築し、納付体制を整備します。	平成19年度に導入します。

6— マルチペイメントネットワーク: 公共料金などの支払いが金融機関の窓口以外でも、パソコンやATMなどを利用してできるようになること。

事業名	改革の内容	改革の目標
110 農地情報管理システムの構築 (農業振興課)	現行の電算システム・農地転用履歴検索システム・岩槻区農政管理システム・マイクロフィルムを統合し、地図情報システムを新たに加えた一元かつ即時的に管理しうる新システムを構築します。	平成20年度までに実施します。 コストを縮減し、市民等の待ち時間を40%短縮します。

(2) 行政評価に基づく新予算編成システムの構築と運用

事業名	改革の内容	改革の目標
111 行政評価と予算編成との連携 (改革推進室、財政課)	行政評価の結果を反映させた予算要求及び予算配分手法を確立します。	平成20年度に新予算編成システムを構築します。

5 健全な財政運営の確保

(1) 事業、既存施設等の再編、廃止

事業名	改革の内容	改革の目標
112 情報システムの再編 (情報政策課)	3市合併や政令指定都市への移行により、複雑化、老朽化、肥大化している情報システムをスリム化し、情報システムのあり方を見直すことで、情報システムを最適化し、コストの削減を進めます。	平成22年度のIT総経費を平成17年度に対して約24億円を削減します。
113 交通災害共済事業の見直し・検討 (市民総務課)	民間保険の普及・充実など、創設当時とは時代背景が異なるため、総合的に事業の方向性（継続見直し、委託見直し、事業廃止等）を検討します。	平成17年度中に方向性を決め、平成18、19年度で見直します。
114 郵便局証明書等発行事務事業における取扱郵便局の見直し (市民総務課)	証明書等発行件数及び市窓口からの距離等を勘案して取扱郵便局を見直します。	平成20年度までに取扱郵便局を見直します。
115 火災予防イベントのあり方及び実施方法の見直し（予防課）	火災予防の普及啓発を図るため、消防フェアにより多くの市民が参加できるよう、順次各行政区で開催し、消防広報を推進します。	毎年度20,000人の参加を目指します。
116 学校災害救済制度事業の見直し (健康教育課)	日本スポーツ振興センターの共済事業、さいたま市学校災害救済事業、全国市長会共済事業のうち全国市長会共済事業を見直します。	平成18年度に全国市長会共済事業の内容変更をします。

事業名	改革の内容	改革の目標
117 さいたま市学校課題研究等交付金の見直し（指導1課）	全学校に対し一律に交付されている学校課題研究等交付金を見直し、今後、研究委嘱、指定、自主発表校補助金等へ整理統合します。	平成18年度までに学校課題研究等交付金を見直します。
118 文学館整備事業の見直し（生涯学習振興課）	文学館建設については見送ることとし、資料収集・整理を終了します。	平成18年度に資料収集・整理を終了します。
119 与野郷土資料館建設事業の廃止（生涯学習振興課）	与野郷土資料館の建設を取り止め、既存施設を活用した展示、保存を行います。	平成19年度に事業を廃止します。
120 学校施設（余裕教室・夜間）の管理責任のルールづくり（生涯学習振興課）	余裕教室や夜間の学校施設（体育館、校庭、特別教室など）の管理責任ルール作り及び施設開放の方向性や条件整備を示し、市民の利用を可能にします。	平成22年度から条件が整った学校において、施設開放を実施します。
121 教育委員会所有のバス運行業務の廃止（生涯学習振興課）	市及び教育委員会主催におけるバスの運行管理業務を廃止し、民間バス借上げの方式に変更します。	平成19年度に事業を廃止します。
122 地区体育振興会補助金の段階的廃止（体育課）	特定地区団体への補助金交付を廃止し、市内10区に平準化されたスポーツ振興組織へ補助金を交付します。	平成18年度から段階的に見直します。
123 浦和西体育館の管理運営の見直し（体育課）	平成18年度からの指定管理者期間（4年）後、総合的に判断し、売却もしくは他目的への転用を検討します。	平成22年度に廃止、転用等を行います。
124 図書資料購入方法の見直し（北浦和図書館）	一元化したコンピュータシステムを最大限に活用し、全市的な視点で図書資料購入の方法を見直します。	平成20年度に購入見本図書からの購入カバー率を60%にします。

(2) 公共事業におけるコスト管理の徹底

事業名	改革の内容	改革の目標
125 公共工事コスト縮減の推進 (技術管理課)	総合的なコスト縮減の観点に基づき、平成15年6月に策定した「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画（平成20年度まで）」を新たな視点で見直し、コストの縮減を一層推進します。	平成18年度から新たな行動計画に基づき、コスト縮減を進めます。
126 橋りょうアセットマネジメント ⁷ (道路環境課)	橋りょうの現況診断を行い、維持管理計画を策定してライフサイクルコストの縮減を図ります。	平成20年度に維持管理計画を策定します。

(3) 自主財源の確保・拡充

事業名	改革の内容	改革の目標
127 市税歳入の確保 (収納対策課)	市税について、口座振替の加入促進及び日曜納税窓口等による納税機会の充実を図るとともに、公平な市民負担の観点から滞納整理の強化を行い、安定した歳入を確保します。	平成16年度決算比で約6%増の市税を確保していきます。
128 企業誘致の推進 (産業展開推進室)	企業の誘致を推進し、市内に成長性や競争力の高い産業の集積を図ることで、財源の確保に努めます。	平成19年度末までに企業30社を誘致します。
129 未利用市有地の有効活用 (用地管財課)	長年保有し、利用していない土地について、庁内に検討委員会を設置して検討し、公売する等有効活用を図ります。	毎年度、約1億4千万円の公売を目指します。
130 保育料の収納率向上 (保育課)	保育園、区支援課、保育課の連携を強化して、保育料の未納を解消していきます。	庁内連携を強化し、未納解消に努めます。
131 施設命名権の売却 (公園みどり課)	市内に現存するサッカー場の命名権について基準を設定した上で売却し、財源の確保を図ります。	平成20年度からの実施を目指します。
132 大型映像装置の有効活用 (新都心まちづくり室)	さいたま新都心駅改札口正面にある大型映像装置の情報範囲を拡大し、有料化します。	平成18年度に1か月1本の枠で実施し、平成22年度までに1か月3本にします。

7—アセットマネジメント：道路などを資産としてとらえ、その構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、予算制約下でいつどのような対策をどこに行うのが最適であるのかを考慮して、計画的かつ効率的に管理すること。

(4) 市民負担等のあり方の見直し

事業名	改革の内容	改革の目標
133 使用料、手数料の見直し（財政課）	特定の事務について実費弁償、または役務を提供するために要する経費の一部として徴収する使用料、手数料について見直します。	公益性・利益性に配慮しつつ、額を見直します。
134 心身障害者福祉手当支給基準の見直し（障害福祉課）	心身障害者福祉手当の支給要件に所得制限の導入を進めます。	平成18年度からの実施を目指します。
135 ごみ収集の有料化制度のあり方の検討（廃棄物政策課）	ごみ収集の有料化は、市民のごみに対する意識を高め、ごみの減量や分別の徹底に有効であると同時に、負担の公平化を図る上でも有効な方法です。しかし、市民の合意形成が重要であり、意識調査や各界各層から幅広く意見を聞きながら、検討を行います。	平成21年度を目途に方向性を定めます。
136 就学援助事業の見直し（学事課、健康教育課）	準要保護世帯の認定基準を見直します。	平成18年度に実施します。

(5) 公営企業の健全運営

事業名	改革の内容	改革の目標
137 診療材料の管理システム（SPD）の導入（市立病院事務局財務課）	診療する際に必要な材料について、必要な在庫数を一定数に定め、各材料を確保し、材料を使用した際には、その使用した分のみを発注することで余剰となる診療材料をなくします。	診療材料費を平成19年度までに4%減額します。
138 市立病院経営健全化の推進（市立病院事務局財務課）	財政収支計画、定員管理に関する計画、給与適正化に関する計画等を盛り込んだ中期経営計画を平成17年度中に策定し、経営基盤強化に取り組みます。	定員管理、給与適正化を優先的に実施します。
139 水道環境対策事業の推進（財務企画課）	水供給に係わるエネルギー資源の削減を図るため、平成17年度に研究委員会を設置し、さらなる環境にやさしい水道事業を目指します。	平成18年度から環境負荷の低減に取り組みます。
140 水道事業経営健全化の推進（財務企画課）	施設整備水準と財政状況が共に将来の安定給水を約束する中期経営計画を平成17年度に策定し、計画的かつ効率的な経営を推進します。	収支バランスの確保や企業債残高を削減するなど、経営の健全化に努め、現行の料金水準を維持します。